

装官人第133号
27.10.1
一部改正 装官人第5017号
令和3年3月31日
一部改正 装官人第12411号
令和3年8月27日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
各施設等機関の長

長官官房審議官
(公印省略)

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛装備庁に属する自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、これにより実施されたい。

記

1 倫理監督官

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第24条第1項の規定により防衛装備庁に置かれる倫理監督官は、防衛装備庁長官をもって充てる。

2 倫理監督官の職務の一部を行う自衛隊員

自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）第15条第2項の規定により倫理監督官の職務の一部を行わせるため、総括倫理管理官及び倫理管理官を置く。

(1) 総括倫理管理官

長官官房審議官を総括倫理管理官とする。

総括倫理管理官は、倫理監督官を補佐し、倫理管理官を総括する。

総括倫理管理官は、倫理管理官の任務の実施状況について、倫理管理官から報告を求め、必要に応じ倫理管理官に指導及び助言を行うものとする。

(2) 倫理管理官

倫理管理官は、別表第1に掲げる者とする。

倫理管理官は、別表第1において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、自衛隊員倫理規程第8条に規定する飲食の届出並びに同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに同規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

(3) 分任倫理管理官

倫理管理官の職務の一部を行わせるため、分任倫理管理官を置く。

分任倫理管理官は、別表第2に掲げるものとする。

分任倫理管理官は、倫理管理官を補佐し、別表第2において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、同規程第8条に規定する飲食の届出並びに同規程第4条第2項又は第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

分任倫理管理官は、その任務の実施状況について、適宜倫理管理官へ報告するものとする。

(4) 相談に関する特例

自衛隊員倫理規程第4条第2項又は第10条に規定する相談については、倫理監督官又はその職務の一部を行う者（以下「倫理監督官等」という。）の任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該倫理監督官等を補佐する者も行うことができるものとする。

その際、当該倫理監督官等を補佐する者は、当該倫理監督官等と協議しつつ対応しなければならない。

(5) 倫理監督官に対する報告

倫理管理官（分任倫理管理官を含む。）は、任務の対象とされた自衛隊員が自衛隊員倫理法又は自衛隊員倫理規程（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を速やかに総括倫理管理官（分任倫理管理官にあつては倫理管理官）に報告しなければならない。

総括倫理管理官は、倫理管理官から報告を受けた場合、その旨を速やかに倫理監督官に報告しなければならない。

3 利害関係者との飲食の届出等に係る申請手続等

自衛隊員が、自衛隊員倫理規程第8条に規定する飲食の届出を行おうとする場合は、別表第1及び別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第1により届出を行うものとする。

自衛隊員が、同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を受けようとする場合は、別表第1及び別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第2により申請を行うものとする。

自衛隊員が、同規程第4条第2項又は第10条の規定により相談するときは、別表第1及び別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第3により行うことができる。この場合には、倫理監督官等は、その提出された別記様式第3の該当箇所に記載して指示等を行うものとする。また、口頭で相談を受ける場合には、法令の解釈等軽微なものを除き、別記様式第3に記録するものとする。

4 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の報酬

自衛隊員倫理規程第9条第2項の規定により倫理監督官が定める報酬の基準は、別表第3の金額を上限の目安とする。ただし、講演等に係る交通費及び資料代等実費として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

講演等の内容の専門性等に鑑み、別表第3の基準によりがたい場合、倫理管理官（分任倫理管理官を含む。）は、総括倫理管理官を通じて倫理監督官に相談するものとする。

別表第 1

倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
長官官房審議官	内部部局に属する自衛隊員
各研究所長	各研究所に属する自衛隊員
各試験場長	各試験場に属する自衛隊員

(注) 指定職俸給表の適用を受ける内部部局の自衛隊員及び倫理管理官に対する倫理規程第 8 条に規定する飲食の届出の確認、倫理規程第 9 条第 1 項に規定する講演等の承認並びに倫理規程第 4 条第 2 項及び第 10 条に規定する相談に応じることは、倫理監督官が行う。

別表第 2

(倫理管理官) 分任倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
(長官官房審議官) 人事官	内部部局に属する各官、課長より下位の自衛隊員
(各研究所長) 各支所長又はサテライト長	各支所に属する自衛隊員

別表第 3

区 分		報 酬
講演・討論等	1 時間当たりの金額	20,000 円
著述等	400 字詰め原稿用紙 1 枚当たりに換算した金額	4,000 円

利害関係者との飲食の届出書

殿

所 属
官 職
氏 名

ア 飲食の趣旨・目的	
イ 飲食の日時及び場所	飲食の日時： 場所の名称： 住所：
ウ 自己の飲食に要する費用の額（※厳密な金額が不明な場合にあつては、おおよその金額）	円
エ 費用を負担する者の所属・役職・氏名	所属： 役職： 氏名：
オ 飲食を共にする利害関係者の名称及び職員との職務との関係	会社等名： 役職： 氏名： 職務との関係：
カ 利害関係者以外の者の有無・人数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 人数： 名

(注) この届出書は、自衛隊員倫理規程第8条の規定により、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合に作成する。

利害関係者の依頼に応じて行う講演等承認申請書

殿

所 属
官 職
氏 名

ア 講演、著述等の依頼者	
イ 講演、著述等の内容(名称、講演の対象者等を含む。)	
ウ 講演、著述等を行う日時(所要時間を含む。)、場所	
エ 報酬額(1時間当たりの報酬額又は原稿用紙1枚当たりの報酬額を含む。)	
オ 支払われる予定の交通費又は資料代等の金額	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 第 年 月 日 号 官 職 氏 名	

(注) 1 この申請書は、自衛隊員倫理規程第9条第1項の規定により、利害関係者の依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(講演等)を行う場合に作成する。

2 倫理監督官等は、当該申請書の写しを保管すること。

贈与等に関する規制に係る相談票

(機関等部局名：)

相談年月日		年 月 日	
相談者	所 属		氏名
	官 職		
相談内容	職員と相手方との関係		
	行為の内容		
	その他の事項		
処理結果	指示等の内容		
	倫理監督官等	官 職 氏 名	

(注) 1 「相談者」及び「相談内容」欄は、相談者に記載させても構わない。

2 倫理監督官等に代わって自衛隊員倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じて指示等をした場合には、「倫理監督官等」欄にその者の氏名及び官職を記載するものとする。